

上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 2 0 号

上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則等の一部を改正する規則

(上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則の一部改正)

第 1 条 上尾市建築基準法の施行及び同法関係事務の実施に関する規則(昭和 6 3 年上尾市規則第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 5 条に次の 1 項を加える。

2 法第 1 8 条第 4 項の規定によりする通知については、第 1 0 条及び第 2 3 条から第 2 4 条の 2 までの規定を準用する。

(上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第 2 条 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成 2 5 年上尾市規則第 4 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 3 号)第 1 5 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 3 号)第 1 4 条第 1 項」に改め、同条第 5 号中「等級 4」を「等級 5」に、「等級 5」を「等級 6」に改める。

第 3 条第 2 項中「第六面」を「第五面」に改める。

第 1 号様式中「(非住宅部分に係る部分に限る。)」を削り、「第六面」を「第五面」に改める。

第 2 号様式中「(非住宅部分に係る部分に限る。)」を削る。

(上尾市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第 3 条 上尾市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成 2 5 年上尾市規則第 4 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 3 項中「第 1 8 条第 1 8 項」を「第 1 8 条第 2 2 項若しくは第 2 6 項」に改める。

(上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年上尾市規則第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第2条第1項中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に改め、同条第3項中「第3条」を「第5条」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 省令第20条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- (2) 法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認の申請書を併せて提出し、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し
- (3) 法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この条において「住宅品質確保法」という。)第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類

(5) 住宅品質確保法第6条第1項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級5及び一次エネルギー消費量等級の等級6（法の施行の際現に存する建築物（令和4年10月1日以後にする法第29条第1項の認定申請に係るものを除く。）の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1の一次エネルギー消費量等級の等級4以上）に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し

(6) その他市長が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

第4条中「第29条」を「第28条」に、「第26条」を「第25条」に、「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に、「別記様式第33」を「別記様式第27」に改める。

第5条第1項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第41条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第6条第1項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第37条」を「第32条」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「第37条」を「第32条」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第25条第2項」を「第24条第2項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第28条」を「第27条」に改める。

第1号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条」に、「第3条」を「第5条」に改める。

第2号様式中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条」に改める。

第3号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行

規則第28条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第33」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第27」に改める。

第4号様式中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条」に改める。

第5号様式、第6号様式及び第8号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されている第2条の規定による改正前の上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（以下「旧低炭素化細則」という。）第1号様式による書類は、同条の規定による改正後の上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（以下「新低炭素化細則」という。）第1号様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に交付されている旧低炭素化細則第2号様式による書類は、新低炭素化細則第2号様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に提出されている第4条の規定による改正前の上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（以下「旧エネルギー消費性能細則」という。）第1号様式、第3号様式、第5号様式、第6号様式及び第8号様式による書類は、それぞれ、同条の規定による改正後の上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（以下「新エネルギー消費性能細則」という。）第1号様式、第3号様式、第5号様式、第6号様式及び第8号様式によるものとみなす。

5 この規則の施行の際、現に交付されている旧エネルギー消費性能細則第2号様式及び第4号様式による書類は、それぞれ、新エネルギー消費性能細則第2号様式及び第4号様式によるものとみなす。